



議案第百十五号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
について

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求める。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾壹年拾貳月廿叁日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二十三万二千元」を「二十七万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年四月一日から適用する。
（給与の内払）

R 改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて、昭和五十一年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に、教育長に支払われた給与は、改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給与の

内私とみなす。